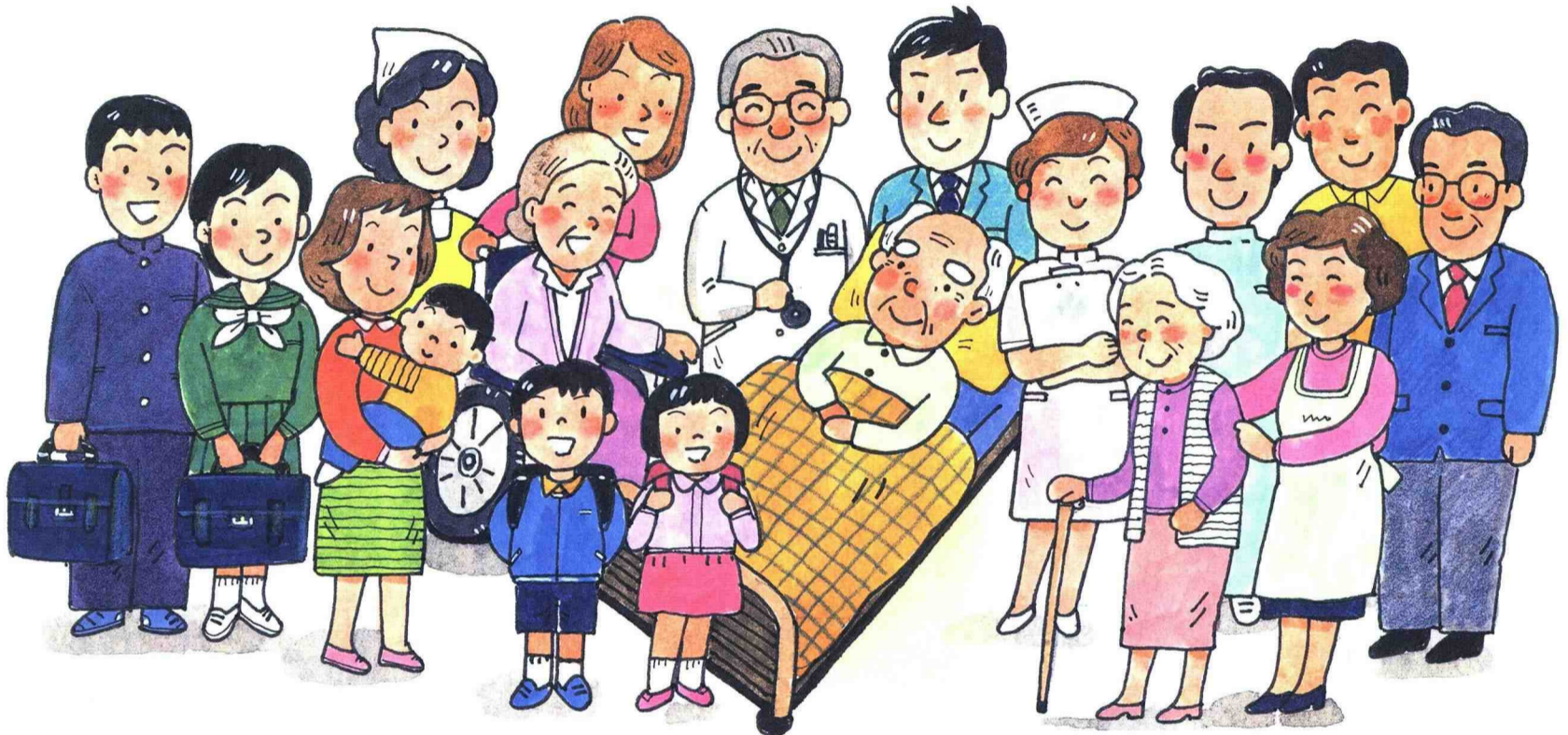


4月1日
から

介護保険制度が始まりました

だれもが安心して介護を受け、自分らしい老後が暮らせるよう、介護を社会全体で支えていく新しいしくみです
対象となる人 → 65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人(第2号被保険者)です



サービスを
受けられる人
第1号被保険者 → 家事や身支度などの日常生活に支援が必要か、またはねたきり、痴ほうなどで常に介護が必要な人
第2号被保険者 → 脳血管障害、初老期痴ほうなど、15種類の特定疾病により、介護・支援が必要な人

主な 内容

要介護認定の申請手続き、介護認定調査にご協力を……………②面
介護サービスの利用者負担について……………③面
被保険者の保険料、高齢者保健福祉・介護保険事業計画のお知らせ……………④面

鹿児島市の

介護保険窓口

お近くの窓口にご相談ください

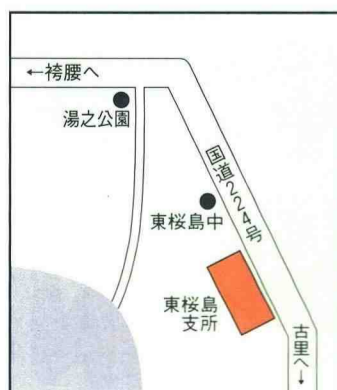
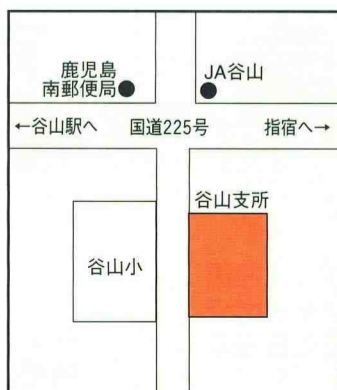
介護保険課
(市役所本館1階)
216-1277~1280

谷山福祉事務所
(谷山支所内)
269-2111

伊敷支所市民課
229-2111

東桜島支所
221-2111

吉野支所
244-7111



介護認定の申請・手続き

要介護認定の申請や、更新・変更の手続きなどについて紹介します

要介護認定の申請はお済みですか？

サービスを利用するには

市に申請して認定を受けてください。指定居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、特別養護老人ホームなどによる「代行申請」もできます。

お近くの事業所などに「相談」ください。

急に介護が必要になったら

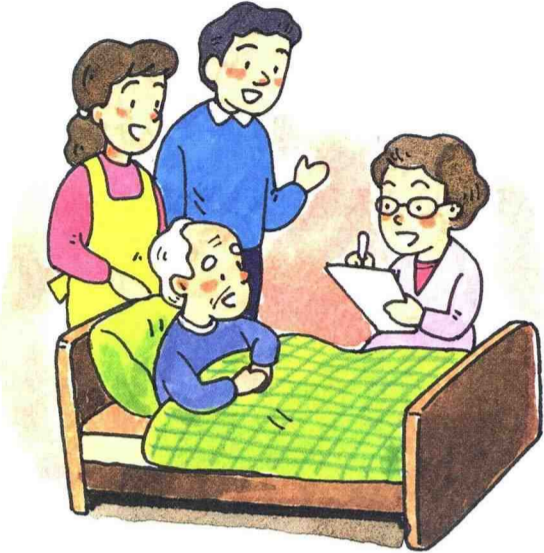
申請したうえでサービスを認めて下さい。申請日に認定されれば、申請日に

介護認定調査にご協力を！

調査員の訪問

市に認定申請を出す時、介護認定調査員が訪問し、食事や入浴といった日常生活動作などについて、本人や介護をしている家族、施設職員などと面接して、調査をします。

どうぞご協力をお願いします。



さかのぼって、保険給付されます。(審査の結果で非該当の人を除く)

お近くの指定居宅介護支援事業所、または市の窓口にご相談ください。



相談くださいね。

市外へ引っ越したときは



本市で認定を受けていた場合、その認定は引っ越し先の市町村でも有効です。証明書を介護保険窓口でお渡ししますので、引っ越し先の市町村へ14日以内に提出してください。

認定には

更新手続きが必要です

認定された人には、有効期間が記されている「介護保険被保険者証」をお送りしています。

有効期間の範囲

原則として6カ月です。昨年10月～今年4月に申請した人は、期間を3カ月～8カ月の範囲で設定してあります。

また、有効期間に関係なく、介護の程度が変わったと思われるときには、変更申請ができます。

介護の程度が変わったら

更新・変更の手続きは？

新規申請の手続きと同じです。介護保険被保険者証を添えて窓口申請してください。

更新・変更の手続きは？

気軽に相談してくださいね。



更新手続きの期間

有効期間終了日の60日前～30日前に更新手続きをしてください。

なお、手続きが必要な人には、更新手続き案内のながきを送付します。お手元の介護保険被保険者証、および要介護・要支



介護サービス計画(ケアプラン)の作成はお済みですか？



ケアプランは、福祉施設や病院などに設置されている指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に無料で作成してもらうことができます。



ケアプランに基づいてサービスを利用します。

利用者の負担

どのような負担や軽減があるんでしょうか



サービスを利用した ときの自己負担

自己負担は1割

サービスを利用した場合の自己負担は、原則としてかかった費用の1割です。



サービス費の払い戻し

その合計額が、利用料の上限額を超えたときは、その超えた部分が払い戻されます。(高額介護サービス費) ※施設入所中の食事代は含まれません。

払い戻しまでの期間

申請から、払い戻されるまで3カ月程度かかります。

	自己負担限度額
低所得者等以外	37,200円
市町村民税世帯非課税者など	24,600円
老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税または、生活保護受給者	15,000円

資金の貸し付け

払い戻されるまでの間、経済的に困っている人などに対して、高額介護サービス費相当額などの資金を貸し付ける制度があります。詳しくは、窓口までご相談ください。

施設に入所するときの 食事代(標準負担額)

1日の食事代は?

1日あたり760円を、施設に支払います。



食事代の減額

「標準負担額減額認定証」を施設に提出すれば、下表のように減額されます。対象者と思われる人は、市役所の本庁・各支所の介護保険窓口へ申請してください。

対象となる人	食事代
市町村民税世帯非課税者など	500円
老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税または、生活保護受給者	300円



災害などの減免

自己負担の支払いが困難になった人は、利用料の減免制度がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

特別養護老人ホーム 入所者への経過措置

平成12年3月31日時点で、特別養護老人ホームに入所している人の利用料などについて、収入に応じて減額する経過措置があります。入所している施設にご相談ください。

低所得者の 利用者負担軽減など

障害者や難病患者など

低所得者に対して、次のような利用者負担の軽減制度ができました。対象と思われる人は、本庁・各支所の介護保険窓口へ申請して下さい。

ホームヘルプ サービス利用者

平成11年4月1日～12年3月31日までにホームヘルプサービスを無料で利用していた場合、ホームヘルプサービスの利用者負担が、当面3年間は3%で、その後段階的に引き上げられます。



社会福祉法人による 利用者負担の減免

世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者などに特に生計が困難である人が、社会福祉法人のサービスを利用すると、負担額が半分ほど社会福祉法人により、減免されることがあります。

対象となる介護保険のサービスは、次のとおりです。

- ① ホームヘルプサービス
- ② デイサービス
- ③ ショートステイ
- ④ 特別養護老人ホームでのサービス

詳しくは窓口へ



1面にあります。

保険料の額
と
支払い方法

介護保険の保険料

第1号被保険者(65歳以上)の保険料

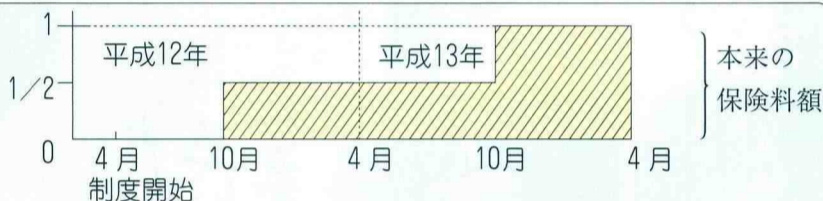
◇保険料額(原則として3年間は同じ額ですが12年度、13年度は特別対策により金額が違います)



段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料(年額)		
		12年度	13年度	14年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税または生活保護受給者 (基準額×0.5)	4,800円	14,600円	19,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税 (基準額×0.75)	7,200円	21,900円	29,200円
第3段階	本人が住民税非課税 (基準額×1)	9,700円	29,200円	39,000円
第4段階	本人が住民税課税者で合計所得が250万円未満 (基準額×1.25)	12,100円	36,500円	48,700円
第5段階	本人が住民税課税者で合計所得が250万円以上 (基準額×1.5)	14,500円	43,800円	58,500円

特別対策とは

平成12年4月～9月は保険料は徴収しません。さらに10月からの1年間の保険料は本来の額の半額です。



◇支払い方法

- ・老齢・退職年金額が、年額18万円以上の人は年金から控除(天引き)します。本年度の保険料額(10月・12月・2月支払分)は8月ごろ通知します。
- ・その他の人は、通知書と納付書を送付(10月中旬ごろ)します。納期は10月～3月までの6期です。また、口座振替もできます。

◇保険料の減免など

- ・災害にあわれた場合などで、保険料の納入が困難な人は、保険料の減免や徴収猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)

◇保険料額 加入している医療保険ごとに定められた算定方法により決められます。

◇支払い方法 医療保険料(税)と一緒に加入している医療保険者に支払っていただきます。

・介護保険制度の円滑な実施
・高齢者が健康で生き生きと暮らせる環境の整備

この計画の基本的な政策目標として、次の3つを掲げ、推進していきます。



本市では、介護保険事業などが円滑に実施されるよう、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定しました。

高齢者保健福祉・介護保険事業計画のお知らせ

みんなで支え合う心豊かで活力ある地域づくり

今後の「市民のひろば」などもご覧ください



- ◆介護保険については、これからも、紹介していきます。
- ◆今後の広報紙などもご覧ください。

